

国際スポーツ大会で大切なことって何だろう？



国際スポーツ大会の

開催国・招致国の取り組み

近年、世界規模で行われるスポーツ大会（オリンピック・パラリンピック、ワールドカップなど）の開催国や招致国は「積極的に人権課題」に取り組んでいます。自国が国際的な人権基準に達しているのか、十分に適用できているのかは開催時の運営に大きく関わるためです。

オリンピックに関するすべてのことが取り決められた「オリンピック憲章」

国際オリンピック委員会 (IOC) によって定められた「オリンピック憲章」という基本的な文書があります。

そのなかの「オリンピズムの根本原則」では、「オリンピックは人権に配慮されたスポーツの祭典」であることが明確にうたわれています。

平和な社会と人類の調和のためにスポーツを役立てる

スポーツをすることは人権の一つである

オリンピック憲章ではこういったことを取り決めているんじゃ



近年オリンピック憲章が改定されたのを知っておるかの？

2014(平成26)年、性別と性的指向に関する差別を禁止することを明文化

オリンピズムの根本原則：第6項

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

参照：オリンピック憲章 Olympic Charter 2018年版・英和対訳（2018年10月9日から有効）



オリンピックだけの決まりなら意味がないんじゃない？

東京2020大会を前に東京都は新たな条例を制定したんじゃ！



2018(平成30)年10月5日、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が成立しました。ヘイトスピーチの規制と性的少数者(LGBT)の差別禁止を条例で定めたのは都道府県で初めてです。

人権都市東京都の実現に向けて



「いかなる種類の差別も許されない」

と宣言したことは大きなメッセージじゃ！



人権に関する問題意識向上に伴って国際オリンピック委員会 (IOC) はオリンピック憲章を更新したり開催国も人権保護の取り組みをおこなっているんじゃ



次は東京2020大会でも注目されている多様性についてみてみよう